

お客様各位

暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みについて

昨今、ニセ警察官詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等の特殊詐欺の被害が高止まりしている中、金融犯罪の手口が巧妙化・多様化し、インターネットバンキングの悪用も相まって、金融機関利用者の被害が拡大する情勢や特殊詐欺等の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛てに送金される事例が発生していることに鑑み、金融庁・警察庁からの要請を踏まえ、お客様の保護および不正送金防止等の観点から、当金庫では、下記のとおり対応させていただきますのでご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 暗号資産交換業者および資金移動業者の口座に対し、口座名義人とは異なる振込依頼人名に変更して行うお振込みはお取り扱いできません。

2. 振込依頼人名による取引可否の具体例

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
タチバナ タロウ	タチバナ タロウ	振込可
タチバナ タロウ	0123 タチバナ タロウ	振込可
タチバナ タロウ	タチバナ ジロウ	振込不可

3. 参考

- ・警察庁ウェブサイト

「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

- ・金融庁ウェブサイト

「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

以上

令和8年9月

たちばな信用金庫